

## ルクセンブルクの租税条約

### 1 ルクセンブルクの概要

ルクセンブルクの正式国名は、「ルクセンブルク大公国」といい、立憲君主制の国であり、ベルギー、ドイツ、フランスと国境を接している。経済では、投資信託あるいは保険等の金融分野が有名である。

このルクセンブルクとわが国の間では、1992年3月6日に日本・ルクセンブルク租税条約が署名され、同租税条約第25条（持株会社）において、日本居住者からルクセンブルク持株会社に支払われる投資所得に対して租税条約上の減免は適用されないことが規定されている点で、他の租税条約にはない特徴を有しているのである。また、平成4年改正前のわが国のタックスヘイブン対策税制において、「特定事業所得軽課税国」にルクセンブルクの持株会社が規定されていたのである。

最近、ルクセンブルクは香港と租税条約を締結している。このルクセンブルク・香港租税条約は、2007年11月2日署名、その適用は、香港が2008年4月1日以降、ルクセンブルクが2008年1月1日以降となっている。

さらに、ルクセンブルクでは、租税優遇措置の象徴的な存在であった1929年持株会社制度が廃止されている。

このような背景のもとで、本稿は、ルクセンブルクの締結している租税条約の適用について検討を行う。

### 2 ルクセンブルクの税制

ルクセンブルクにおける通常の法人課税は、

法人税の最高税率が22%、失業基金付加税が法人税率の4%（課税所得の0.88%）、ルクセンブルク市の地方事業税6.75%で、実質的な税負担率は29.63%である。したがって、税負担の点では、軽課税国とはいえないのである。源泉徴収では、居住者あるいは非居住者に対する配当所得に対しては15%、利子所得及び使用料所得に対する源泉徴収はない。

また、ルクセンブルクにおける付加価値税の税率は、EU域内各国と比較すると、標準税率では、英国と並んで最も低い15%であり、軽減税率を含めると、EU域内では最も付加価値税の負担が軽い国といえる。

ルクセンブルク税制の特徴である持株会社に対する租税優遇措置であるが、その一つが、1929年7月31日に制定された法律等に基づく適格な持株会社（以下「1929年持株会社」という。）であり、1929年持株会社は、法人課税を免除され、支払配当に対する源泉徴収も免除される。ただし、資本金等に対して0.2%の課税がある。

この1929年持株会社とは別の形態である資産管理会社（略称：SPF）は、個人資産を管理運営する投資会社であるが、法人課税、地方事業税及び財産税のいずれも課税免除である。さらに、非居住者は、同会社からの支払配当及び株式の譲渡益に対して課税を受けることはない。ただし、資本登録税として払込資本の0.25%の課税があり、税額の上限は、12万5,000ユーロである。

さらに、1929年持株会社とは別に、課税は免除されないが、資本参加免税等を活用できる金融持株会社（Soparfi）もある。この資本参加

# Topics of International Taxation

免税は、所定の要件（株式所有割合10%以上又は出資額が120万ユーロ以上等）を満たす場合、子会社等からの受取配当、株式譲渡益等及び源泉徴収の課税を免除するというものである。

## 3 日本・ルクセンブルク租税条約

前述の日本・ルクセンブルク租税条約第25条（持株会社）の規定によれば、同租税条約は、所定のルクセンブルク持株会社に対して適用されないことになっている。

この持株会社とは、1929年7月31日の法律及び1938年12月17日の政令（その後に行われたこれらの法令の改正を含む。）の適用を受ける持株会社（ルクセンブルクの法律に基づいて同様の租税上の特別な待遇を享受するその他の法人で両締約国の政府間で合意するものを含む。）である。この持株会社に関する括弧書き部分については、同租税条約に関する書簡の交換及び合意された議事録の署名に関する告示によれば、1988年3月30日の法律の適用を受ける投資会社を含む、と規定されている。

なお、日本とルクセンブルク間の租税条約は、2010年1月25日に改正議定書に署名されて改正されることになった。主たる改正箇所は、同租税条約第28条の情報交換条項であり、この改正により金融機関情報も情報交換の対象となった。

## 4 1929年持株会社制度の廃止

2006年7月19日付けで、欧州委員会は、1929年持株会社の税制が、EU法に反する国家補助に当たるという決定を下した。これは、OECDを中心とした有害な税競争廃止の影響によるものであり、各国が、租税優遇措置を講じて投資を促すインセンティブを与えることを規制した結果、1929年持株会社がその対象となったものである。

この結果、1929年持株会社に係る課税上の特典は、2010年末まで有効である。また、2006年

7月以降、1929年持株会社の設立はできないことになった。

しかし、前述の資産管理会社あるいは金融持株会社制度は存続しており、1929年持株会社（約1万4,000）の多くは個人所有であり、国際的企業は、金融持株会社を選択している場合が多いとみられている（「World Tax Summary」『国際税務』2006年11月号4頁）。結果として、ルクセンブルクの税制においては、海外からの資産運用等に関する課税上の優遇措置が残ったことになる。

## 5 ルクセンブルク・香港租税条約

ルクセンブルク・香港租税条約には、日本・ルクセンブルク租税条約におけるような持株会社に関する規定はなく、形態としては、通常の租税条約という内容である。

この租税条約の特徴としては、香港居住者が、ルクセンブルクの配当支払法人（パートナーシップを除く。）の10%以上の株式を保有している場合あるいは120万ユーロ以上を出資している場合のいずれかであれば、ルクセンブルクの配当に係る源泉徴収税率（国内法では15%）は0%となる。

また、この租税条約により、ある種のタックスヘイブンであるルクセンブルクと軽課税国である香港が結びついたということになる。

中央大学商学部教授

矢内 一好